

# 品川区AIDSおよび性感染症相談・検査実施要綱

制定 昭和 63年4月15日 区長決定

要綱第 36号

一部改正 平成 元年4月 要綱第 19号

一部改正 平成 8年4月 要綱第 29号

一部改正 平成13年3月 要綱第 63号

全部改正 平成13年8月 要綱第171号

一部改正 平成16年3月 要綱第 34号

一部改正 平成21年4月 要綱第 79号

一部改正 平成28年4月 要綱第145号

一部改正 平成31年4月 要綱第 65号

## (目的)

第1条 この要綱は、後天性免疫不全症候群（以下「AIDS」という。）および性感染症（梅毒）を対象疾患とする）に関する相談・検査事業実施について、必要な事項を定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (実施機関)

第2条 実施機関は品川保健センター、大井保健センター（相談のみ）、および荏原保健センターとする。

## (相談)

第3条 相談は電話相談および来所相談により行い、匿名で受けることができる。

2 相談は医師および保健師が対応し、相談者が検査を希望した場合は、日時を指定するとともに、受付および検査の手順を説明する。

## (検査)

第4条 検査は、感染不安のある相談者本人の意思に基づき受けるものとする。

2 検査は、AIDSおよび性感染症に関する理解を深めるための事前カウンセリングを行ったうえで実施する。

3 検査を希望する者は、検査申込書(様式第1号)により申し込むものとする。

4 検査は、AIDS・梅毒の併用実施を原則とするが、AIDSのみ単独あるいはAIDSを含む一部併用での検査実施も可能とする。

(検査実施項目)

第5条 実施項目および検査内容は次のとおりとする。

(1) AIDS

一次検査としてHIV—I・II (ELISA法) 抗体検査を実施し、「陽性」・「判定保留」の場合には、更にHIV—II (IFA法・W—B法) 抗体検査を実施する。

(2) 梅毒

梅毒脂質抗原検査とT P H A法を併用実施する。

(検査実施機関)

第6条 検査は、専門の検査機関に委託する。

(検査結果の取扱)

第7条 検査結果は、医師が受診者に対し、直接口頭により伝えるものとする。

2 来所以外(電話等)の方法による検査結果の問い合わせには応じない。

3 陽性者に対しては、病気の内容および精密検査が必要なことを説明し、AIDS診療協力病院等の医療機関を紹介するものとする。

(証明書発行)

第8条 証明書の発行は行わない。

(検査料金)

第9条 検査料金は無料とする。

(周知)

第10条 広報紙等により、あらゆる機会を利用して事業の周知を図るものとする。

(実績報告等)

第11条 品川保健センター長、大井保健センター長、および荏原保健センター長は、毎月の実施状況について品川区保健所長に報告する。品川区保健所長は、AIDSについては「エイズ相談・HIV抗体検査実施状況報告書」(様式第2号)により、梅毒については「性感染症検査実施報告書」(511報告)により、東京都知事に報告するものとする。

2 品川区保健所長は、AIDS検査の結果が陽性の場合、 「後天性免疫不全症候群発生届」(様式第3号)により東京都知事に報告するものとする。

(その他)

第12条 本事業を実施する際の細目は、別に「実施要領」にて定める。

付 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 元年 3 月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8 年4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成1 3年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成1 3年1 0月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成1 6年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2 1年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2 8年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3 1年4月 1日から適用する。